

庁舎整備について

吉野町 町長公室

庁舎整備に関する経緯について

R7 行政懇談会資料

令和4年9月7日	吉野町議会（総務文教厚生委員会）にて、現庁舎・旧吉野小学校・旧吉野北小学校・町中央公民館を活用する8つの案で、安全性、経済性、アクセス性・利便性、計画性の項目で検討した結果、旧吉野北小学校跡地を庁舎の移転候補地とすることを提案
令和4年11月10日	吉野町議会（総務文教厚生委員会）にて、2候補地（旧吉野北小学校・町中央公民館）に絞り詳細な計画を検討するよう決定
令和4年12月議会	旧吉野小学校の民間利活用及び新庁舎整備基本計画等に関する債務負担行為の予算を計上し、可決
令和5年2月15日	「新庁舎を旧吉野北小学校跡地に建築しないことを請求する」請願書が提出される
令和5年3月7日	町長記者会見において、「町として、庁舎の場所という一点のみを持って、町民を二分することは望んでおらず、不安を感じている町民の皆様の不安を払拭するため、庁舎整備については一旦白紙に戻す」と宣言
令和5年3月8日	吉野町議会（総務文教厚生委員会）にて、請願書について審議 ・【町長】2候補地（旧吉野北小学校・町中央公民館）を一旦白紙に戻し、現庁舎の安全性の確認も行っていきたい。
令和5年3月議会	請願書を全会一致で採択
令和5年9月7日	吉野町議会（総務文教厚生委員会）にて、町民の意見を吸い上げ、これまで以上に透明性を確保した形で議論を進めるため「吉野町行政サービス変革・新庁舎整備検討審議会」を設置する旨を説明
令和5年11月30日から 令和6年7月10日	計8回の審議会を開催 ・これまでの経緯、審議会を進めるに当たっての情報共有等 ・住民サービスの向上について ・総合的に判断する庁舎設置場所について ・危機管理体制から考える役場庁舎とは ・持続可能なまちの姿と庁舎のコンセプトについて ・答申内容について
令和6年8月2日	審議会より「吉野町新庁舎整備等基本構想（案）の策定について」答申書が提出される
令和6年12月10日	吉野町議会（庁舎整備等に関する調査特別委員会）にて、審議会から答申のあった基本構想（案）を基に、吉野町新庁舎整備基本構想の策定について説明
令和6年12月議会	「吉野町役場の位置を定める条例の一部を改正することについて」の条例改正案が議会で否決となる
令和7年3月14日	吉野町議会（庁舎整備等に関する調査特別委員会）にて、庁舎を分散配置（町中央公民館棟・旧吉野北小学校）する方針を説明
令和7年6月議会	庁舎の分散配置に伴う基本計画策定業務の補正予算が可決される
令和7年8月	広報よしの8月号により庁舎の分散配置について、町の方向性を周知
令和7年9月8日	基本計画策定業務プロポーザルによる公募開始
令和7年10月～11月	地区別行政懇談会開催

吉野町行政サービス変革・新庁舎整備検討審議会について

R7 行政懇談会資料

審議会を設立（R5.11月）

委員の構成 16名（学識経験者5名・区長理事会からの選出者6名・公募者2名・無作為抽出3名）

審議会での検討内容

- ・これまでの経緯、審議会を進めるに当たっての情報共有等
- ・危機管理体制から考える役場庁舎とは
- ・住民サービスの向上について
- ・持続可能なまちの姿と庁舎のコンセプトについて
- ・総合的に判断する庁舎設置場所について
- ・答申内容について



町中央公民館・旧吉野小学校・旧吉野北小学校を中心に議論が進まれてきたが、R4.12月に旧吉野小学校は民間利活用の方針となった。従来の上記候補地以外に現庁舎と同程度の面積を有する遊休施設であり、活用の決まっていない町有施設を整理したが該当する施設がないことから、請願書を踏まえ、審議会にて議論を行った結果、**町中央公民館**と**旧吉野北小学校**をベースに議論を進める事となった。

現役場の現状と抱える課題から、新庁舎整備に求められる機能や理想像を「災害対策拠点」、「行政サービス」、「持続可能なまちづくり」の3テーマを基本コンセプトとして議論を行った。

議論を積み重ねた結果、「災害対策拠点機能」「行政サービス」「持続可能なまちづくり」「規模・整備予算」「集約化・分散化」の観点で、新庁舎は、**旧吉野北小学校跡地が候補先として望ましい**と考える。

また持続可能なまちづくり等において、歴史・自然・観光資源で大きなポテンシャルを有している**上市地区を起点**とし、町全体の発展を推進することが重要であり、新庁舎整備とあわせて官民連携によるまちづくり計画を進められたい。



審議会より「吉野町新庁舎整備基本構想案」として、別紙のとおりR6.8.2に答申が町に出されました。

町は、同答申を踏まえ、庁内に「新庁舎整備検討プロジェクトチーム」を立ち上げ、答申内容を尊重しつつ議論を行い、吉野町としての基本構想の検討を進め、「吉野町新庁舎整備基本構想」として取りまとめました。

基本構想のまとめとして、

吉野町は全国的にみても人口減少・高齢化の進展が早いいため、労働力不足や生活基盤の維持が困難となってくるため、地域経済を循環させることが大変重要となります。これらのことから**新庁舎を旧吉野北小学校へ、まちづくりの推進を主眼においた庁舎機能を町中央公民館へ**、という2つの大きな拠点を置き、2つの拠点を軸に、吉野町の地域全体の流れを変え、人と経済が循環するまちの実現を目指します。また新庁舎への移転により行政サービスが低下することのないよう、デジタル技術も活用し、役場に行かなくても住民サービスを受けることができる体制の構築を進めていきます。

各地域の特色を生かした地域のまちづくりを推進することはもちろん、それぞれの地域間がつながり、連携しながら、吉野町全体のまちづくりの推進につながる庁舎整備を進めていきたいと考えております。

令和6年8月2日

吉野町長 中井 章太 様

吉野町行政サービスの変革・
新庁舎整備検討審議会
委員長 中川 幾郎

吉野町新庁舎整備等基本構想案の策定について（答申）

令和5年11月30日付け吉総第222号で諮問のありました吉野町新庁舎整備等基本構想案の策定について、審議を重ねた結果、下記の意見を添えて答申いたします。

記

1. 本審議会は吉野町行政サービスの変革・新庁舎整備検討審議会設置要綱に基づき、令和5年11月に吉野町長から吉野町新庁舎整備等基本構想の策定について諮問を受け、令和5年11月30日以降、計8回の審議を進めて参りました。

2. 吉野町においては、行政サービスの変革を図ることにより、住民サービスの向上と行政事務の効率化を目指すとともに、新庁舎整備により、安心・安全な庁舎機能を備える必要があります。これらは大幅な人口減少が予想される吉野町における一大事業であることを勘案し、新庁舎整備における基本理念、役割と機能、設置場所などについて、町民代表委員の意見や学識経験者の見解、事務局から提供された資料等を踏まえて、慎重に審議しました。その審議内容の成果を「吉野町新庁舎整備等基本構想案」としてまとめましたので、別添のとおり提出いたします。

今後、行政サービスの変革と新庁舎の整備を進めるにあたっては、本審議会の意見が十分に反映されるよう本答申を尊重していただきますとともに、より多角的な検討を進め、最善の努力をされるよう要望いたします。

（1）行政サービスの変革と新庁舎整備の必要性

吉野町においては、デジタル技術も活用しながら、町民に対するサービスの利便性向上及び業務の抜本的な見直しを実現する行政サービスの変革が必要である。その際、デジタルに不慣れな人や利用が困難な人が存在することを前提とし、行政がサポートしながら、あらゆる利用者がデジタル技術の恩恵を受けられるような取り組みが求められている。

また、耐震性が確保されていない現本庁舎は、建築から約65年が経過しており、建物の老朽化が顕著に見られ、特に地震災害時の業務継続、住民窓口としての機能継続に困難が生じるおそれがあるとともに、町民の救助・支援等の中心となる災害対策本部としての機能発揮にも困難が想定されることから、大規模災害がいつ発生するか分からないことを踏まえ、早急な新庁舎整備への取り組みが必要である。

（２）基本理念と庁舎機能

①災害対策拠点機能

町民・職員の命を守るため、大規模な災害発生時には、災害対策の拠点となり得る機能を備えた庁舎整備が急務である。高齢化等によるコミュニティの過疎化が進む地域へのサポート、災害対応に取り組む職員のケアなど、「公助が機能する庁舎」の実現に努められたい。

②行政サービスの変革

町民と役場の双方で求める「役場のありたい姿」について、共通認識を持ち、デジタル技術も活用した双方の課題解決に結びつくような行政サービスの変革が求められる。そのために、庁舎整備までの時間を活用して「役場のありたい姿」を描き、「必要な人に必要なサービスを届けるために何をすべきなのか」、「役場と町民の接触時間を増やすためにやるべきことは何か」などの観点から、町民や事業者らと共にキーワードを掲げ、町民や職員と顔の見える環境を整えるよう取り組まれたい。

③持続可能なまちづくり

新庁舎移転を契機とした今後構想着手されるべき持続可能なまちづくり計画等において、歴史・自然・観光資源で大きなポテンシャルを有している上市地区を起点とし、町全体の発展を推進することが重要であり、新庁舎整備とあわせて官民連携によるまちづくり計画を進められたい。

なお、各地区のまちづくり計画においては、都市計画、空き家利活用、景観保護、交通アクセス整備等の観点から、各地域の特色を活かした計画を立案し、吉野町に新たな価値を創造する戦略に取り組まれたい。

（３）新庁舎整備

現本庁舎が抱える課題を解決し、上記「（２）基本理念と庁舎機能」を備え、既存施設の改修により整備費用を抑制し、将来の負担の軽減が見込まれる新庁舎整備検討場所として、「旧吉野北小学校跡地」の活用に取り組まれたい。

また、すでに一部機能が分庁化され、行政サービスが提供されている現吉野町役場は、現時点で必ずしもその機能を全て集約する必要はなく、住民サービス向上や課を越えた情報共有・意思統一については、デジタル技術の活用や職員の意識改善による抜本的な業務の見直しにより改革できる。その上で、新本庁舎に現在の分庁舎をどの程度集約させるかについては、今後の町民人口の減少や新庁舎の整備費用・各庁舎のランニングコスト等を踏まえ、十分に検討されたい。

（４）その他

本審議会委員による審議内容の意見などを十分に踏まえ、庁舎整備にあたっては、庁舎を利用する全ての人にとって「より良い新庁舎整備」の実現に努められたい。

なお、本審議会答申は、住民サービスの向上や防災を契機とした庁舎整備のとどまらず、全ての町民が希望の持てるまちづくりの出発点として、人口減少が著しい吉野町の再生・活性化に向けた道筋を示したものであり、吉野町総合計画への反映を期待するものである。この計画の実現は、町民との協働あってこそできるものであり、行政と町民が丸となって取り組んでいけるよう、理解の促進と普及・啓発を図られたい。

以上

町中央公民館棟・旧吉野北小学校への分散配置について

R7 行政懇談会資料

【庁舎移転整備を進めるうえでの基本的な考え方】

「整備の迅速化」・「災害拠点としての機能強化」・「持続可能なまちづくりを目指した行政サービス維持向上」・「将来を見据えた財政負担の軽減」を柱として分散配置する方針である。

町中央公民館棟 （まちづくりを主眼においた庁舎機能）

- ・ 公民館と併設することに伴い、地域内外の人々が交流し、人と経済が循環するまちの賑わい拠点「活力の拠点」となる。
- ・ 上市地区を起点として、関係人口や移住・定住者増加につながることを目指し、吉野町全体の活性化に取り組む拠点となる。
- ・ 総合窓口業務を配置し、現庁舎からの利便性を確保。
- ・ 中央公民館大ホールは、避難所としての機能を維持継続。

旧吉野北小学校 （防災拠点としての庁舎中核機能）

- ・ 災害時等に支援機関（消防・警察等）が集結できる場所の確保。
- ・ 吉野運動公園と連携することにより、龍門地区が防災拠点となる。
（総合体育館「避難所」、陸上競技場「自衛隊活動拠点」等）
- ・ 危機管理室と道路・河川等業務担当課を同庁舎に配置し連携を向上。
- ・ 通常勤務の執務スペース以外に危機対応が可能なスペースが確保できる。
- ・ 電算室を配置し、災害時等においても最低限の業務を継続できる体制を構築。

町中央公民館棟

総合窓口業務

- ・ 各種証明書発行業務、各業務における相談等の業務（町民税務課）
- ・ 公民館関連業務（生涯学習課）

まちづくり関連する業務等を集約

- ・ 町長室、副町長室
- ・ 政策に関連する業務（町長公室）
- ・ 関係人口、移住・定住等業務（協働のまち推進課）
- ・ 観光交流業務（産業観光課）

議会関係

- ・ 議会事務局、議員控室、本会議場、委員会室

旧吉野北小学校

行政サービスが多い業務を集約

- ・ 戸籍・住民、医療・保険、税務、公営住宅等の業務（町民税務課）
- ・ 住民自治、地域交通対策等の業務（協働のまち推進課）
- ・ 商工業振興、文化財等の業務（産業観光課）
- ・ 教育長室
- ・ 子育て教育関連業務（教育総務課）
- ・ 社会教育関連業務（生涯学習課）

災害対策拠点となる業務等を集約

- ・ 危機管理室、デジタル推進室、財政、会計等の業務（総務課）
- ・ 道路、河川関連、農林振興、下水道等業務（暮らし環境整備課）

【現在の庁舎（分庁舎）に残す業務】

長寿福祉課（健やか一番館） ・ 環境対策室（美吉野環境ステーション、吉野町クリーンセンター）
スポーツ振興室（吉野運動公園管理事務所、カヌー競技場管理事務所）
広報広聴室（コミュニティビジョン吉野） ・ 上水道推進室（飯貝庁舎：R7年4月より奈良県広域水道企業団へ移行済）

4本の柱を軸とした庁舎整備

- 1 整備の迅速化
- 2 災害対策拠点としての機能強化
- 3 持続可能なまちづくりを目指した行政サービス維持向上
- 4 将来を見据えた財政負担の軽減



町中央公民館棟

まちづくりを主眼においた庁舎機能

町中央公民館と併設すること、また現庁舎の解体により駐車場が確保できることで、上市地区を起点として地域内外の人々が交流し、人と経済が循環するまちの賑わい拠点「活力の拠点」となる。

総合窓口業務

- ▶ 各種証明書発行、各業務における相談等の業務（町民税務課）
- ▶ 公民館関連業務（生涯学習課）

まちづくり関連業務

- ▶ 町長室 ▶ 副町長室
- ▶ 政策に関連する業務（町長公室）
- ▶ 関係人口、移住・定住等の業務（協働のまち推進課）
- ▶ 観光交流業務（産業観光課）

議会関係

- ▶ 議会事務局 ▶ 本会議場 ▶ 委員会室 ▶ 議員控室

旧吉野北小学校

災害対策拠点としての庁舎中核機能



災害時等に支援機関（消防・警察等）が集結できる場所の確保と、吉野運動公園との連携により、龍門地区が災害対策拠点となる。（総合体育館は避難所、陸上競技場は自衛隊活動拠点を想定 など）

災害対策拠点となる業務

- ▶ 危機管理室・デジタル推進室・財政・会計等の業務（総務課）
- ▶ 道路・河川関連、農林振興、下水道等の業務（暮らし環境整備課）

行政サービスが多い業務

- ▶ 戸籍・住民、医療・保険、税務、公営住宅等の業務（町民税務課）
- ▶ 住民自治、地域交通対策等の業務（協働のまち推進課）
- ▶ 商工業振興、文化財等の業務（産業観光課）
- ▶ 教育長室 ▶ 子育て教育関連業務（教育総務課）
- ▶ 社会教育関連業務（生涯学習課）

今後の進め方についてのポイント

- ✓ 幅広いご意見を集約し、基本計画を策定していきます。
- ✓ 公有施設の利活用の検討を視野にいれ、引き続き、奈良県の施設誘致を進めていきます。

庁舎整備について詳しくは、
町ウェブサイトをご覧ください。➡



基本計画の補正予算が承認されました

令和9年度の分散配置の整備完了にむけて、前掲の基本構想を基に策定する庁舎の分散配置に伴う基本計画策定業務の補正予算（2,125万円）が令和7年6月議会で可決されました。この基本計画では具体的な課題や条件の整理、基本的な方針など、設計の前提条件を整理し、基本計画を策定します。今後とも随時、庁舎整備に関する情報を掲載する予定です。

吉野町役場の庁舎はこれからどうなるの？



町中央公民館棟・旧吉野北小学校へ庁舎機能を早急に分散配置し、将来を見据えたまちづくりをめざします

新庁舎整備の3つの基本コンセプト

災害対策拠点

自然災害から町民と職員を守る災害対策拠点としての庁舎を目指します。

行政サービス

効率的な行政サービスを推進し、町民のニーズに応え、町の活性化を支える庁舎とします。

持続可能なまちづくり

これからの吉野町全体の持続可能なまちづくり拠点となる庁舎を目指します。

安全で持続可能なまちづくりをめざして

現在、吉野町の庁舎は建築後、約65年が経過し、老朽化と耐震性の不足が課題となっています。この状況は、災害時における業務継続に支障をきたす可能性があり、早急な庁舎整備の必要性が指摘されていました。

こうした背景を受け、検討が進められた結果、令和6年8月2日、「吉野町行政サービスの変革・新庁舎整備検討審議会」より「吉野町新庁舎整備等基本構想案」が答申されました。同答申を踏まえ、令和6年12月に、吉野町として「新庁舎整備基本構想」を策定しました。こ

の基本構想は、上記の基本コンセプトに基づいています。

新庁舎の整備方針

この基本コンセプトに基づき、分散配置として、

- ◆ まちづくり推進の拠点を町中央公民館棟に
- ◆ 災害対策の拠点を旧吉野北小学校に

それぞれ設置し、この2つの拠点を軸に吉野町全体の地域活性化を図り、人と経済が循環するまちの実現をめざします。

デジタル技術の活用と地域連携

庁舎の移転に伴い、行政サービスが低下することのないよう、デジタル技術を積極的に活用します。これにより、役場に足を運ばなくても住民サービスを受けられる体制を構築し、利便性の向上に努めます。また、各地域の特色を生かしたまちづくりを推進することはもちろん、それぞれの地域間がつながり、連携しながら、吉野町全体のまちづくりの推進につながる庁舎整備を進めていきます。

吉野町全体の持続的な発展につながる庁舎整備を通じて、安全で暮らしやすい、そして未来へとつながるまちづくりを進めたいと考えています。

庁舎整備のこれまでの経緯

